

いわき市医学生応援修学資金

令和 7 年度 募集要項

◇ 制度の目的 ◇

「いわき市医学生病院修学資金貸与制度」は、将来、市内の病院に医師として勤務しようとする医学部の学生に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、市内の病院に勤務する医師の確保を図ることを目的としています。

1 応募資格

令和 7 年 4 月現在、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学しており、かつ、将来市内の病院に医師として勤務する意思のある方。

2 貸与額及び貸与期間

月額 235,000 円

令和 7 年 4 月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月 1 月分ずつ貸与します。

（正規の修業年限に相当する期間に限ります。）

ただし、初回は、数月分を一括して貸与します。（7 月中旬頃を予定）

3 募集人数

10 名程度

4 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで

5 応募の手続き

(1) 募集要項の請求

いわき市公式ホームページ（<https://www.city.iwaki.lg.jp/>）からダウンロード出来ます。

また、いわき市医療対策課（総合保健福祉センター 2 階）及び市役所、各支所でも配付しています。郵送を希望する方は、「修学資金募集要項希望」と記入した封筒に、140 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型外、角型 2 号：24×33.2cm）を同封の上送付してください。

(2) 書類の提出

いわき市医療対策課に、次の書類を簡易書留で提出してください。

なお、令和 7 年 4 月 30 日(水)の消印のあるものまで受け付けします。

【提出書類】

- ① 医学生応援修学資金貸与申請書（第1号様式）
- ② 大学の学業成績証明書（令和7年4月1日現在で第2学年以上の方のみ）
- ③ 大学医学部の在学証明書
- ④ 戸籍抄本
- ⑤ 履歴書
- ⑥ レポート

（テーマ「どのような医師を目指し、どのように地域医療に貢献していきたいか」）

・様式は任意ですが、A4サイズ横書きで、800字程度でまとめて下さい。

・余白に大学名、学年、氏名を記入して下さい。

- ⑦ 保証人（2人）の所得証明書（令和5年分）

※保証人について

本制度を利用するには、成年者の保証人が2人必要です。なお、保証人のうち1人は修学資金の貸与を受ける方の親族、残る1人は独立の生計を営み、修学資金を返還できる資力を有する方でなければなりません。

6 被貸与者の決定

提出書類の審査及び個別面接により被貸与者を決定します。選考結果については、令和7年6月上旬以降に本人に通知します。

○個別面接について

個別面接の実施日、場所は次のとおりです。なお、詳細な時間等は申請者本人にお知らせします。

- (1) 面接日 令和7年6月1日（日） ※変更になる場合があります。
- (2) 面接場所 福島県いわき市内郷高坂町四方木田191 総合保健福祉センター内

7 契約の解除及び貸与の休止

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約の解除をします。

- 退学したとき。
- 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 死亡したとき。
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 貸与の休止

休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学までの間貸与は休止します。

8 返還債務の免除

(1) 全額免除

大学を卒業した後 2 年以内に医師となり、かつ次のいずれかに該当する場合は、返還債務の全部を免除します。

- 市内の病院の医師としての通算の在職期間（初期臨床研修期間を含む。）が、修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。
- 業務上死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 一部免除

大学を卒業した後 2 年以内に医師となり、かつ次のいずれかに該当する場合は、返還債務の一部を免除します。

- 市内の病院の医師としての通算の在職期間（初期臨床研修期間を含む。）は 1 年以上あるが、修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき。

【返還債務×（市内の病院での在職年数／貸与年数）の額を免除】

- 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還できなくなったとき。【返還債務の全部又は一部を免除】

※ 1 病気休暇などの休職、停職、育児休業の期間については在職期間から除きます。

※ 2 貸与期間が 1 年に満たない場合、返還債務の免除を受けるために必要な在職期間は 1 年となります。

9 併用可能な資金

次の条件を満たす奨学金又は修学資金は、当修学資金と併用が可能です。

なお、あらかじめ制度の詳細等を確認する必要があるため、医療対策課まで御相談ください。

- (1) 他の奨学金又は修学資金の貸与又は給付を行うに当たり、当修学資金の貸与が妨げられていないこと。
- (2) 他の奨学金又は修学資金で返還債務が免除される場合として医師として勤務する期間の定めがある場合において、当該期間と当修学資金の返還債務の全額免除を受けるための期間を加えた期間が 20 年以内であること。

10 返還

次に掲げる事由が生じた場合、原則として、事由が生じた月の翌月末日までに、返還すべき修学資金に年利 10% の利子を付して、一括返還していただくこととなります。

※ 利息の額の算定期間は、実際に修学資金の貸与を受けていた期間（年数）が対象期間となり、貸与終了後の期間は対象外となります。

- (1) 退学等により、契約が解除されたとき。
- (2) 医師となった後、直ちに臨床研修等に従事しなかったとき。

- (3) 臨床研修等に従事した後、直ちに病院等の医師とならないか、専門研修又は大学等での医学の研究等に従事しなかったとき。
- (4) 医師となった後、臨床研修等の期間も含めて 20 年以内に、修学資金の貸与を受けた期間と同じ期間市内の病院に勤務しなかったとき。
- ※育児休業、介護休暇、海外留学、その他やむを得ないと認められる期間がある場合は、返還の期限を延長することができます。
- (5) 大学を卒業した後死亡したとき。
- (6) 大学を卒業した後 2 年以内に医師とならなかったとき。

11 返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、実態に応じ、返還債務の履行を猶予します。

12 Q & A

Q 現在、医学部の 5 年生ですが、申込みはできますか？

A 令和 7 年 4 月に入学した方だけでなく、既に在学されている方も申込みできます。

Q 将来、市内で勤務する病院は自由に選ぶことができますか？

A 御自身で選択することが可能です。ただし、いわき市が市内の医療機関への勤務を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

Q 返済免除になるためには、一つの病院に連続して借りた期間と同じ期間勤務する必要がありますか？

A 複数の病院に勤務した場合や、連続して勤務していない場合でも、返済免除の対象になります。

その他詳細については、「いわき市医学生応援修学資金貸与条例」及び「いわき市医学生応援修学資金貸与条例施行規則」によります。

問合せ先、応募先

〒973-8408 福島県いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地

いわき市総合保健福祉センター 2 階

いわき市保健福祉部医療対策課

代表電話 0246 (22) 1111 直通電話 0246 (27) 8572

E-Mail iryotaisaku@city.iwaki.lg.jp

※申請書等は、いわき市ホームページよりダウンロードできます。

URL <https://www.city.iwaki.lg.jp/>